

長久手市家具転倒防止事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障がい者、要介護認定者等の世帯において、家具等に転倒防止器具（以下「器具」という。）を取り付けることにより、災害時の転倒による人的被害の発生を防止し、安心して生活できる環境整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「家具等」とは、たんす、食器棚、本棚、冷蔵庫、テレビ等、地震等の災害による転倒により、生命に危険を及ぼす可能性があるものをいう。

(事業主体)

第3条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、取付け作業は、市から本事業の委託を受けた事業者（以下「委託業者」という。）が行うものとする。

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、家具等に器具を取り付けること等とする。

2 この事業の利用は、1世帯につき1回のみとし、器具を取り付ける家具等は、1世帯につき4点までとする。

(対象者等)

第5条 この事業を利用できる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されており、医療施設又は介護保険施設等の施設に入院又は入所していない在宅の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の者のみの世帯（住民基本台帳上は別世帯であるが、同一敷地内に住所を有する者が居住している場合は除く。）
- (2) 身体障害者手帳1、2級の者
- (3) 療育手帳A、B判定の者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1、2級の者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条における要介護認定で要介護3から5の者
- (6) その他、この事業の利用が特に必要であると市長が認める者

2 この事業を利用できる住宅は、前項に掲げる者が居住する市内の家屋とする。

(利用の申請)

第6条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市家具転倒防止事業利用申請書（様式第1号）及び長久手市家具転倒防止事業誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果

を長久手市家具転倒防止事業利用決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第8条 この事業の実施に係わる次の各号に掲げる費用は市が負担し、その他は前条により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）が負担するものとする。

(1) 器具取付けに係わる作業代

(2) 家具等1点につき1,000円を上限とする器具代

2 利用者が生活保護世帯であるときは、前項に定める費用の負担を免除する。

（免責）

第9条 地震等の災害により、器具を取り付けた家具等が転倒し、利用者等に被害が発生しても、市及び取付事業者は賠償の責任を負わないものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

長久手市家具転倒防止事業利用申請書

年 月 日

長久手市長殿

申請者（利用者） 住所

氏名

電話（ ） -

長久手市家具転倒防止事業を利用したいので申請します。なお、長久手市家具転倒防止事業実施要綱を遵守します。

世帯状況	世帯員名	氏名	生年月日	続柄
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
◆該当する世帯の番号を○で囲んでください。				
1 65歳以上の方のみの世帯 2 身体障害者手帳1、2級の者 3 療育手帳A、B判定の者 4 精神障害者保健福祉手帳1、2級の者 5 要介護3から5までの者 6 その他（ ）				
取付家具等	◆取付けを希望する家具等を○で囲んでください。※合計4点まで			
	たんす・食器棚・本棚・冷蔵庫・テレビ・その他（ ）			
備考				

添付書類：家具転倒防止事業誓約書（様式第2号）

長久手市家具転倒防止事業誓約書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者（利用者）住所

氏名

私は長久手市家具転倒防止事業の利用申請にあたり、下記の事項を承諾することを誓約します。

記

- 1 市が、住所、世帯構成、年齢及び障害又は要介護度の程度等を確認するために、情報が記載されている台帳等を閲覧すること。
- 2 賃貸住宅の場合は、申請者が所有者又は管理者の同意を得ること。
- 3 器具の取付完了後は、市に対して家具等の移動、器具の取外し等を依頼せず、自己の責任において維持管理すること。
- 4 器具の取付完了後に、器具を取り付けた家具等及び家屋について破損等が見つかった場合、市及び取付事業者に対し損害賠償を請求しないこと。
- 5 器具の取付完了後に発生した地震等の災害により、器具を取り付けた家具等が転倒し、事業の対象者等が負傷又は死亡した場合、市及び取付事業者に対し損害賠償を請求しないこと。

様式第3号（第7条関係）

長久手市家具転倒防止事業利用（決定・却下）通知書

長 第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで申請のありました長久手市家具転倒防止事業の利用については、次のとおり（決定・却下）しましたので、通知します。

利用者	住所	
	氏名	
(決定・却下)理由		
備考		